

川教総発第76号  
令和3年4月19日

川越市監査委員 様

教育長 新保 正俊  
(公印省略)

定期監査及び行政監査の結果に係る措置について（報告）

このことにつきまして、令和2年2月26日付け川監委発第210号にていただきまして御指摘につきまして別紙のとおり報告いたします。

# 措置状況の報告（指摘）

教育総務部・学校教育部（R元. 12. 23、25、26 実施監査）

チェック事項 所属名		現金等の管理について
教育総務部 学校教育部	指 摘	<p>監査対象の全ての学校において、校長口座に対象者、内容等が経緯不明となっている残金があった。</p> <p>早急に教育委員会主導のもと、市内の全ての小・中・特別支援学校の状況を把握し、関係部署と連携した適切な措置を求める。</p>
	措置状況	<p>各学校の状況を把握するため、不明残金に係る調査を実施し実態を把握いたしました。調査の結果、経緯不明となっている残金については、生活保護費及び就学援助費を原資とし、給食費及び学用品費に充てるため校長において管理している現金の未清算金であると推定いたしました。</p> <p>【残金の処理について】                      給食費については実費支給であり、喫食状況により残金が発生した場合は、原則、市に戻入処理されるものであることから、関係部署と連携し、返還金の時効である過去5年間まで遡って生じた残金を確定させ、当該残金を市に返還するよう措置いたしました。</p> <p>学用品費については、各学校の取扱いの実態調査を行い、精算状況や関係資料の保存の現況等を把握しましたところ、保存年限は3年であり、それ以上の遡及調査は不可能であること、また、過去3年間の精算は適切に行われ、残金が発生していないことを確認いたしました。</p> <p>なお、4年以上前の残金については、未清算金の相手方が特定できないことから、各校長が別に口座を作って保管することとし、経緯不明残金の消滅時効が援用できる状況を整えることにより、法的解消を図ることといたします。</p> <p>【再発防止に向けて】                      残金の発生を防ぐため、給食費については、昨年10月から生活保護費は校長口座を介さず市に振込む方法（生活保護法の改正により可能となったため）に改めました。この対応により、給食費については今後残金は発生することはありません。なお、就学援助費分については、2か月後の後払いとなっているので差額は発生することはありません。</p> <p>学用品費については、児童生徒の個別管理の徹底により、当該年度の出納状況の可視化を進めて現況の把握を容易にするとともに、年度ごとの精算を徹底し、残金が生じないようにいたします。</p> <p>さらに、指導主事による学校への管理訪問の際、管理指導を徹底し、不明残金が生じないようにいたします。</p>